公 告 第 ３ ４ 号
令和８年１０月１４日

公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊竹松駐屯地
第３６３会計隊竹松派遣隊長　竹本　耕介

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件 名 等：鉄屑売払い
(2)　規格・数量：内訳書のとおり
(3)　代金納付期限：令和９年１月２９日(金)
(4)　引 取 時 期：代金納付日から５日以内（令和９年１月２９日までに搬出）
(5)　引取（引渡）場所：陸上自衛隊竹松駐屯地
(6)　履行期限：引渡しを受けた日から３か月以内

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７・８・９年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」Ｃ等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者。なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(7)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破砕業の許可」のすべてを満たす者又は、「引取業者の登録」を満たし、他の３業種を他業者に再委託させる場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有する証明書を提出し、契約担当官の承認を得た者。
(8)　中小委託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
(9)　官側は、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者が入札参加者ではないことを確認するものとし、中小受託事業者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しない。
(10)　官側は、再委託承認申請に記載された事業者に再委託の事実を確認し、確認ができた場合のみ承認する。

３　契約条項等を示す場所
契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所
陸上自衛隊竹松駐屯地及び西部方面隊ホームページ
（ホームページアドレス https://www.mod.go.jp./gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm）

4　入札説明会：実施しない。
ただし、事前に現場確認を必ず実施するものとし、第14項(2)の担当者に連絡し、日程を調整すること。
なお、未確認にて入札書提出の場合は、入札の無効として取り扱う。
また、現場確認等における移動費用等（旅費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。

5　競争入札の場所及び日時
(1)　場　　所：陸上自衛隊竹松駐屯地　駐屯地会議室
(2)　日　　時：令和８年１０月２７日（火）１１時００分

6　落札決定方法
(1) 総額決定（税抜き）
(2) 総額（税抜）が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が２人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

7　保証金に関する事項
(1)　入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
(2)　契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

8　入札の無効
(1)　入札参加資格のない者が行った入札。
(2)　入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
(3)　電話・電報・ＦＡＸによる入札。
(4)　その他入札に関する条件に違反した入札。
(5)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。

9　契約書等の作成
(1)　特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
(2)　適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「売払い物品の解体に関する特約条項」
（第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。）

10　損害賠償請求等
(1)　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
　また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

11　入札書に関する事項
(1)　入札等参加者心得を確認した上で「（当社、私、当団体）は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない。
(2)　入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

12　事前提出書類

(1)　提出期限

令和８年１０月２２日（木）１７時００分

13　その他

(1)　入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること

(2)　入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には、郵送による入札のみ可とする。このため電話・ＦＡＸによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず「(入札日時、入札件名）入札書在中」と記載し、入札日前日の１７時までに必着するように郵送し会計隊まで電話連絡をすること。

(3)　入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。

(4)　当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である

(5)　所有権移転の時期は提出書類の提出が完了した時期とする。

(6)　再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により再委託負承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により確認を実施する、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。電話等による確認期間は、令和８年１０月２３日（金）１７時００分までとする。

14　問い合わせ先

(1)　その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒８５６－０８０６　長崎県大村市富の原１丁目１０００番地　陸上自衛隊竹松駐屯地

第３６３会計隊竹松派遣隊契約班　担当：江籠（えご）

TEL　０９５７－５２－３１４１（内線３４３）・(FAX）０９５７－５３－４８８３(直通)

(2)　内訳書の内容及び現物（現場）確認に関する事項

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊　補給科　担当：伯川（はくかわ）

TEL　０９５７－５２－３１４１（内線３２３）

別紙第１

車両内訳

連番	品　名	車台番号	型式	リサイクル番号
1	改良ホーク運搬トレーラ	0908	Ｍ３９０	
2	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
3	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
4	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
5	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
6	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
7	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
8	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
9	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
10	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
11	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	
12	改良ホーク運搬トレーラ	不明	Ｍ３９０	

別紙第２

鉄　屑　内　訳　書

一連番号	品　　名	規　　格	単　位	車　両	備　　考
1	鉄　屑	級　外	KG	24,199.0	
2	アルミ込みガラ		KG	3,699.0	
3	未価値品		KG	1,350.0	
	合　計			29,248.0	

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
鉄屑売払い		１４	
		作　　成	令和８年９月１０日
		変　　更	
		作成部隊等名	竹松駐屯地業務隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊竹松駐屯地における鉄屑の売払いについて規定する。

1.2　仕様

番号	品　目	型　式	単位	数量	備　考
1	改良ホークトレーラ	M３９０C	台	１２	

1.3　現地（物）確認

解体作業に関する現地（物）確認は、公告掲載期間の平日０８３０から１７００までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする７日前までに、契約担当官に対し通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

1.4　代金の引渡し

解体作業開始前の５日以内に納付する。納付以降に各作業を開始する。

（作業の完了が令和９年１月２９日を超えてはならない。）

2　作業の内容

2.1　機材解体、搬出

改良ホークトレーラーの解体、搬出。

2.2　引渡し

解体作業における引渡しは、1.3による確認時、その時期・場所を決定する。

2.2.1 整備作業場所（整備による使用区域）

解体作業を行う場所については、竹松駐屯地内の鉄屑置場を基本とする。現地（物）確認時に、作業で使用する場所を確認する。

2.2.2 作業時間

平日の０８３０～１７００までの間とし、１２００～１３００は作業を中断する。休養日での作業を希望する際は、申請時に申し出るものとする。その他、官側が対応できない日は作業をしない。その際は、前日までに調整する。

2.2.3 作業開始の状態

搬送、解体等については、契約相手方の責任により実施するものとする。

2.2.4　必要な器材の携行

契約相手方は、当該作業に必要な器材の他、これに類する装置（発動発電機等の付属装置）を携行解体作業開始日以降搬入し解体作業に臨むものとし、官側への借用要求はしないことを基本とする。

2.2.5　作業確認

契約相手方は当該作業状況を写真により記録する。この他、官側（監督官）が撮影による記録を必要とした場合はこれに応じるものとする。

2.2.6　解体後の鉄くず

竹松駐屯地内の鉄屑置場を一時保管場所として指定するも官側が指定する場所とする。当該鉄くずを運搬する車両の搬入は、作業開始日から可能とする。

2.2.7　搬出鉄くずの保管

解体により生じた鉄くずを保管しておく場合は、車両に積載し、いつでも搬出できる態勢にしておくことを前提とし、事前に官側と協議し、その日付を設定するものとする。

2.2.8　ごみ

解体作業で発生したごみについては、契約相手方が持ち帰るものとする。

2.2.9　トレーラの解体

トレーラの解体は、「図１－ホークトレーラーの部品及びフレームの解体・破砕図」の要領と同様とする。

3　品質保証

仕様書に合致しない場合は、是正を作業により要求を満たす。

4　その他の指示

4.1　官側の確認

1.3における確認時、作業場所の使用要領及び作業開始から鉄くず回収までの作業工程の概案を官側へ通知する。この際、通知した解体作業できる車両数及び作業時間については変更してはならない。

4.2　安全管理

契約相手方は安全責任者を指名し、官側の安全に対する要求を理解・遵守し、作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。作業の安全には十分留意し、万一事故が発生しても官側は一切責任を負わないものとする。

4.3　売り払いに関する保全

駐屯地内に関する保全のため、作業場所以外への立ち入りや写真撮影は禁止する。作業の一時中断間においても同様とする。

4.4　調整先

a）　契約（書類関連）に関する調整

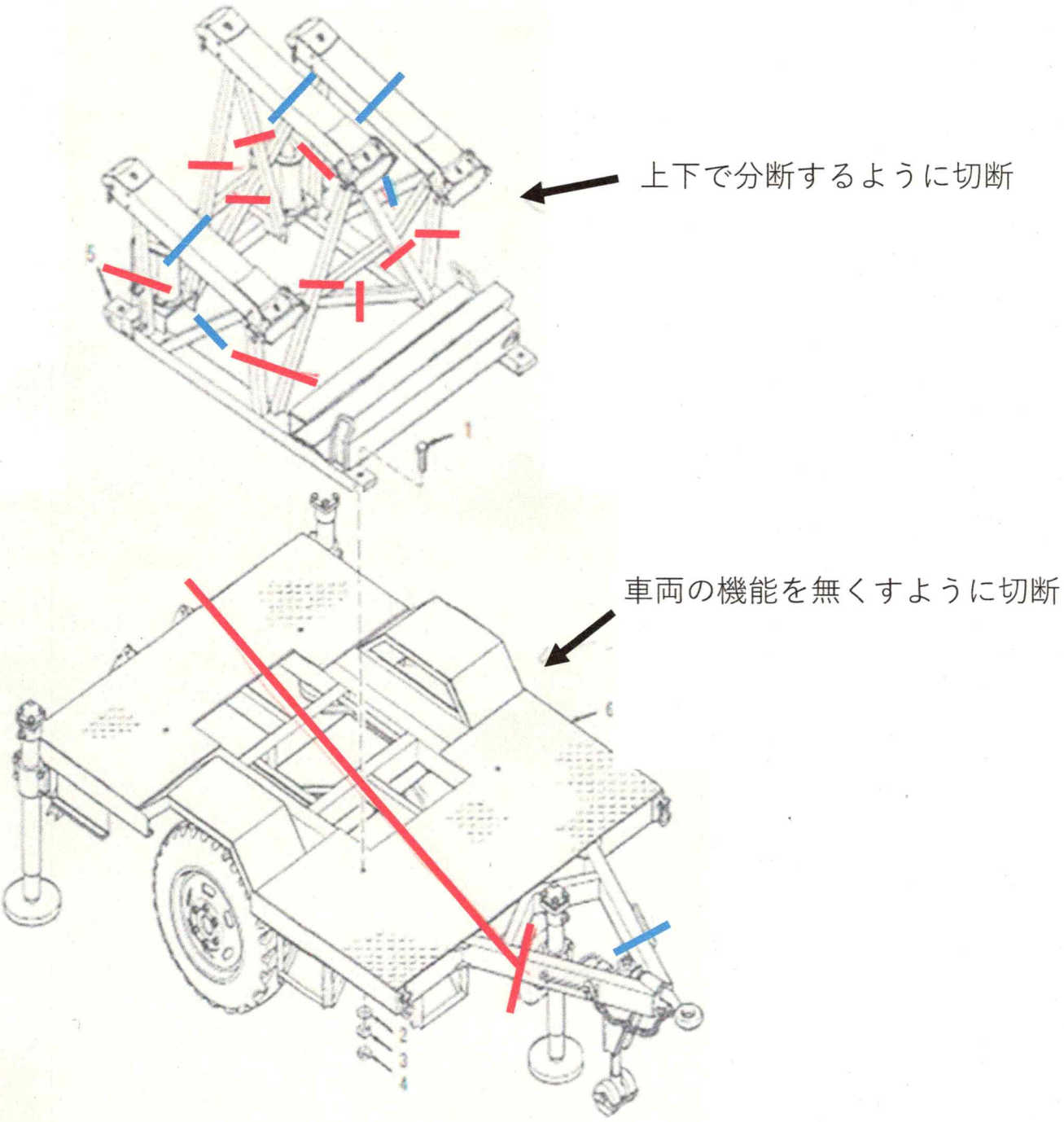
竹松会計隊

b）　解体作業（実務）に関する調整

竹松駐屯地業務隊補給科

「図１－ホークトレーラーの部品及びフレームの解体・破砕図」

・切断箇所赤線部分を切断後に搬出
（青線については切断済み）



市価調査価格

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊竹松駐屯地
第363会計隊竹松派遣隊長　竹本　耕介　　殿

下記のとおり御見積申し上げます。

住　所
社　名
代表者名

￥　　（税抜）

引　渡　期　限: 代金納付の日から5日以内(令和9年1月29日までに搬出)

代金納付期限: 令和9年1月29日(金)

引　渡　場　所: 陸上自衛隊竹松駐屯地

	品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額	備　考
1	鉄　屑	級　外	KG	14,810.70			
2	アルミ込みガラ		KG	1,172.20			
3	未価値品		KG	4,866.10			
4	引取運搬費	積込含む	ST	1.0			
5	解体費		ST	1.0			
	合　　計			20,849.0			
	当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。 **提出期日:令和　8　年　10　月　22　日　17　時まで**						

入　札　書

令和8年10月27日

分任契約担当官
陸上自衛隊竹松駐屯地
第363会計隊竹松派遣隊長　　竹本　耕介　殿

入札金額　￥

（税抜）

当社は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社（当団体）は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

件　　名　：　鉄屑売払い

引 渡 期 限　：代金納付の日から5日以内（令和9年1月29日までに搬出）

代金納付期限：令和9年1月29日（金）

引 渡 場 所　：陸上自衛隊竹松駐屯地

住　　所

会　社　名

代 表 者 名　　印

代理人氏名　　印